

第三十一回 参議院商工委員会会議録 第三号

昭和三十三年十二月十八日(太曜日)午後一時四十八分開会

委員の異動

十二月十七日委員武藤常介君辞任につき、その補欠として小澤久太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

田畠 金光君

委員長

上原 正吉君

田邊 弘君

生局水道課長

大竹平八郎君

相馬 助治君

高橋進太郎君

堀木 錦三君

古池 信三君

阿部 竹松君

栗山 良夫君

島 清君

高橋達之助君

加藤 正人君

堀木 武夫君

大島 秀一君

通商産業大臣
國務大臣
政府委員
經濟企劃廳
調整局長
通商產業
政務次官

田畠 金光君

上原 正吉君

田邊 弘君

高橋進太郎君

堀木 錦三君

古池 信三君

阿部 竹松君

栗山 良夫君

島 清君

高橋達之助君

加藤 正人君

堀木 武夫君

大島 秀一君

通商産業省
企業局長
通商産業省
重工業局長

松尾泰一郎君
松尾 金藏君

説明員

經濟企劃廳調
査局參事官
厚生省公衆衛
生局水道課長

一郎君
田邊 弘君

本日の会議に付した案件

○連合審査会開会の件
(内閣送付、予備審査)

○公共水域の水質の保全に関する法律案
(内閣送付、予備審査)

○工場排水等の規制に関する法律案
(内閣送付、予備審査)

○委員長(田畠金光君)
委員会を開会いたします。
まず、連合審査会についてお詣りいたします。

さる十六日建設委員長より、また本
日農林水産委員長より、それぞれ公共
用水域の水質の保全に関する法律案及
び工場排水等の規制に関する法律案に
ついて、連合審査会を開かれた旨の
申し入れがありました。両委員長申し
入れの通り、連合審査会を開くことに
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(田畠金光君) 御異議ないと
認めます。
なお、連合審査会は、日程表通り
明日午後一時より開会いたします。

○委員長(田畠金光君) 次に、軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題といたします。

○政府委員(大島秀一君) ただいま上程された軽機械の輸出の振興に関する法律案についてその提案理由を説明いたします。

○政府委員(大島秀一君) ただいま上程された軽機械の輸出の振興に関する法律案についてその提案理由を説明いたします。

○委員長(田畠金光君) 次に、軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題といたします。

宣伝活動もほとんど行われていないとの状況であります。

このような事態に対しまして軽機械の輸出の振興のために從来とられてきた方策を振り返ってみますと、過当競争による法律案についてその提案理由を説明いたします。

○委員長(田畠金光君) 次に、軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題といたします。

○政府委員(大島秀一君) ただいま上程された軽機械の輸出の振興に関する法律案についてその提案理由を説明いたします。

○委員長(田畠金光君) 次に、軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題といたします。

宣伝活動もほとんど行われていないとの状況であります。

このような事態に対しまして軽機械の輸出の振興のために從来とられてきた方策を振り返ってみますと、過当競争による法律案についてその提案理由を説明いたします。

○委員長(田畠金光君) 次に、軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題といたします。

○政府委員(大島秀一君) ただいま上程された軽機械の輸出の振興に関する法律案についてその提案理由を説明いたします。

○委員長(田畠金光君) 次に、軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題といたします。

第二には、輸出振興事業協会を設立し、これを中核体として海外市場に対する調査、宣伝を行って同時に輸出向軽機械の品質向上をはかりたいと思います。

従来、業界にその余力がなかったのであります。これが、協会への負担金の納入によってこれを活発に行うことが可能になります。

申し上げるまでもなく、輸出の振興はわが国経済発展のための最大の要請であり、その中でも機械の占める重要な地位は次第に高まっているのであります。

従つて、ここに従来の方策を補完して、軽機械の輸出をさらに一段と発展させて貢献するべく種々検討いたしました結果、従来から特に問題の多かつたミシン及び軽機械の輸出を正面の対象として新たに存すると考えられますし、また軽機械の輸出の向上ないし積極的な海外市場へのマーケティングという観点についても、軽機械の輸出をさらに一段と発展させることによってわが国がきわめて強い国際競争力を持つていることによるものと考えます。

しかししながらアセンブル方式をとつてていることから、拡業するだけならばほとんどの設備らしい設備もなしにできるため業界の過当競争が著しく、輸出価格の著しい低落をみておるのであります。

りまして、この結果当然得られるべき外貨をみすみす失っているといふ現状になつております。

また中小企業を主体とすることにより、メーカーらしいメーカーを育てるために基盤を作り、これによつて軽機械の品質の向上を期すとともに、その登録を停止して新規開業を押さえ、業界の安定をはかるにしたいと考えます。

士フルムの事件、こういうような大

きな事件が、昨年だけでも相当あったわけであります。それからなお、相当被害を受けていたながら、それをいろいろ訴える機関というものがなく、また、訴えましても、簡単にこれは解決をすることができないというような面で泣き散りをしているものが非常に多い。それから、富士フィルムの一つの例を申し上げますと、私は視察をいたしたのであります。足柄工場だけで一日に消費いたします水が、大体人口四十万人の都市に匹敵するほどの水を使うというようなことでござりますので、よほどこれが何らかの大きな規制のもとに行われなければ、一つ間違いますといふと、たゞいま申し上げました通り、酒匂川で何百万のアユが死んでしまったといふような事件が昨年起つたわけです。そういう意味におきまして、むしろ本案が提出されたということはおそきに失する、こういう感じを持つてゐるものでありますので、本日、私は、内容

非常に悪い状態にあります場合にはこれを改善するといふことが一つ入つておるわけでございます。それから「それらのおそれの高いもの」と両方書いてございますが、現に相当損害が発生をしておりました場合には、これを損害が除外せられ程度までよくしなければならぬ、現在非常に悪い状態にあります場合にはこれを改善するといふことが一つ入つておるわけでございます。それから「それらのおそれの高いもの」——今後非常に悪くなるおそれのある場合に、あくまでも水質保全のための措置をとらかじめ水質保全のための措置をとる意味の両方入つております。ただ極端な例を言ひますと、たとえば白魚が住むような清水に戻すということにならざりますと、工場の運営に支障を生じて生産工業を維持できないといふような事態も予想されますので、第四条の保全の義務の条項にあります水質の保全という意味は、草に水質が現状以上汚濁することを防止するといふ意味であるのか、あるいは現状の水質といふものを改善して、そらういうところの自然水に近いところまで引き戻すという意味であるのか。それから第四条の第三項に水質基準の設定限度、これを見ますと、水質が現状以上に汚濁

するのを防止するといふ程度のものでしかないよう私ども思われるのですが、これについてまず一つ政府の見解をお伺いいたしたい。

○政府委員(大堀弘君) ただいまのところねの点でございますが、水質の保全という意味につきましては、御指摘の

すが、「関係産業に相当の損害が生じ、若しくは公衆衛生上過し難い影響が生じているもの又はそれらのおそれの高いもの」と両方書いてございますが、現に相当損害が発生をしておりま

すが、この点はいかがございましたら。」
○政府委員(大堀弘君) ただいま仰せになりましたのは産業の協和の場合になりますが、上水道源になりますが、上水道源になりますが、水質の汚すよらな場合は、これは国民の公衆の衛生に關係いたしますことでございますから、この場合はきつい水準に当然なっています。

○大竹平八郎君 次に、第三条の第二項に、水質基準は、工場や事業場あるいは鉱山等から指定水域に排出される水の許容限度と、こうなつておるのであります、放流水の基準であります

が、放流水のこの基準は河川とか、あるいは湖沼あるいは公共用水域、それから全体の流水については何ら水質基準を設定していないわけであります

が、この点はどうなんでしょう。

○大竹平八郎君 この法案を素読みしてみますと、第一条の目的の「産業の相互協和」、こういう点はわかるのですが、「公衆衛生の向上に寄与する」というようなことは、今の説明で

すと私どもは納得いかないのであります。が、この点はいかがございましたら。」
○政府委員(大堀弘君) たゞいま仰せになりましたのは産業の協和の場合になりますが、上水道源になりますが、水質の汚すよらな場合は、これは国民の公衆の衛生に關係いたしますことでございますから、この場合はきつい水準に当然なっています。

○大竹平八郎君 水質の基準の設定の仕方なんであります。まず水域全体の流水基準を定め、その流水自体の汚漏限度を、工場やあるいは事業場から衛生に關係いたしますことでございますから、この場合はきつい水準に当然なっています。

○大竹平八郎君 言葉が間違つたと思いますが、放流水と言いましたが、本流の水でござりますが、これについてはやはり水の濁水期あるいは豊水期等で非常に変動いたしますので、これによりますことは必ずしも基準としては適当でないと、こういうこと

とで、排水水基準を押えたわけであります。

○大竹平八郎君 これは私の考えにないかもしませんが、工場や事業場等から排水される放流水のみにこの水質基準を設けて、この流水に水質基準を設けていないという点は、どうもわれわれは納得できないのであります。

○政府委員(大堀弘君) これは立法の仕方といたしましては、放流水について基準を設定するという考え方、排出水について設定する、両方あるかと思ひます。今回提案いたしております法律の第一條の目的及び第二条の水質基準を設定していいわけであります

が、この点はどちらなんでしょう。

○大竹平八郎君 これは私の考えにないかもしませんが、工場や事業場等から排水される放流水のみにこの水質基準を設けて、この流水に水質基準を設けていないという点は、どうもわれわれは納得できないのであります。

○政府委員(大堀弘君) 従来は法律はこの点について御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 結局個々の取

り、これが工場排水法の建前になつて、もちろんこの排水水をきめます。

○政府委員(大堀弘君) す前提出して、一応放流水を想定いたしました、個々の工場の出口のところ

で、上流下流、ところによつて多少条件に応じて排水水を規定いたしました。

○大竹平八郎君 て、それを本法による水質基準にいたしておりますけれども、法律上の拘束いたしますもの

は、結局工場から出るところで押えられます。法律問題といたしましては、当然放水を想定いたしまして排水水の基準をきめたいと、こういう考え方である

わけであります。

○大竹平八郎君 次に、紛争の問題の調停制度であります。この点について伺いたいのですが、水質の汚漏による被害についての紛争といふことは、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができるよう、こ

うなつておるのであります。この制度のままで参りますと、きわめて文字の上からいふと簡単であります。

○大竹平八郎君 言葉が間違つたと思いますが、この点について一つ御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 言葉が間違つたと思いますが、放流水と言いましたが、本流の水でござりますが、これに

ついては、やはり水の濁水期あるいは豊水期等で非常に変動いたしますので、これによりますことは必ずしも基

準としては適当でないと、こういうこと

とで、排水水基準を押えたわけであります。

○大竹平八郎君 これは私の考えにないかもしませんが、工場や事業場等

から排水される放流水のみにこの水質基準を設けて、この流水に水質基準を

設けていないという点は、どうもわれわれは納得できないのであります。

○政府委員(大堀弘君) 従来は法律はこの点について御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 結局個々の取

り、これが工場排水法の建前になつて、もちろんこの排水水をきめます。

○政府委員(大堀弘君) す前提出して、一応放流水を想定いたしました、個々の工場の出口のところ

で、上流下流、ところによつて多少条件に応じて排水水を規定いたしました。

○大竹平八郎君 て、それを本法による水質基準にいたしておりますけれども、法律上の拘束いたしますもの

は、結局工場から出るところで押えられます。法律問題といたしましては、当然放水を想定いたしまして排水水の基準をきめたいと、こういう考え方である

わけであります。

○大竹平八郎君 次に、紛争の問題の調停制度であります。この点について

伺いたいのですが、水質の汚漏による被害についての紛争といふことは、都道府県知事に和解の仲介の申

立てをすることができるよう、こうなつておるのであります。この制度のままで参りますと、きわめて文字の上からいふと簡単であります。

○大竹平八郎君 言葉が間違つたと思いますが、この点について一つ御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 言葉が間違つたと思いますが、放流水と言いましたが、本流の水でござりますが、これに

ついては、やはり水の濁水期あるいは豊水期等で非常に変動いたしますので、これによりますことは必ずしも基

準としては適当でないと、こういうこと

とで、排水水基準を押えたわけであります。

○大竹平八郎君 これは私の考えにないかもしませんが、工場や事業場等

から排水される放流水のみにこの水質基準を設けて、この流水に水質基準を

設けていないという点は、どうもわれわれは納得できないのであります。

○政府委員(大堀弘君) 従来は法律はこの点について御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 結局個々の取

り、これが工場排水法の建前になつて、もちろんこの排水水をきめます。

○政府委員(大堀弘君) す前提出して、一応放流水を想定いたしました、個々の工場の出口のところ

で、上流下流、ところによつて多少条件に応じて排水水を規定いたしました。

○大竹平八郎君 て、それを本法による水質基準にいたしておりますけれども、法律上の拘束いたしますもの

は、結局工場から出るところで押えられます。法律問題といたしましては、当然放水を想定いたしまして排水水の基準をきめたいと、こういう考え方である

わけであります。

○大竹平八郎君 次に、紛争の問題の調停制度であります。この点について

伺いたいのですが、水質の汚漏による被害についての紛争といふことは、都道府県知事に和解の仲介の申

立てをすることができるよう、こうなつておるのであります。この制度のままで参りますと、きわめて文字の上からいふと簡単であります。

○大竹平八郎君 言葉が間違つたと思いますが、この点について一つ御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 言葉が間違つたと思いますが、放流水と言いましたが、本流の水でござりますが、これに

ついては、やはり水の濁水期あるいは豊水期等で非常に変動いたしますので、これによりますことは必ずしも基

準としては適当でないと、こういうこと

とで、排水水基準を押えたわけであります。

○大竹平八郎君 これは私の考えにないかもしませんが、工場や事業場等

から排水される放流水のみにこの水質基準を設けて、この流水に水質基準を

設けていないという点は、どうもわれわれは納得できないのであります。

○政府委員(大堀弘君) 従来は法律はこの点について御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 結局個々の取

り、これが工場排水法の建前になつて、もちろんこの排水水をきめます。

○政府委員(大堀弘君) す前提出して、一応放流水を想定いたしました、個々の工場の出口のところ

で、上流下流、ところによつて多少条件に応じて排水水を規定いたしました。

○大竹平八郎君 て、それを本法による水質基準にいたしておりますけれども、法律上の拘束いたしますもの

は、結局工場から出るところで押えられます。法律問題といたしましては、当然放水を想定いたしまして排水水の基準をきめたいと、こういう考え方である

わけであります。

○大竹平八郎君 次に、紛争の問題の調停制度であります。この点について

伺いたいのですが、水質の汚漏による被害についての紛争といふことは、都道府県知事に和解の仲介の申

立てをすることができるよう、こうなつておるのであります。この制度のままで参りますと、きわめて文字の上からいふと簡単であります。

○大竹平八郎君 言葉が間違つたと思いますが、この点について一つ御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 言葉が間違つたと思いますが、放流水と言いましたが、本流の水でござりますが、これに

ついては、やはり水の濁水期あるいは豊水期等で非常に変動いたしますので、これによりますことは必ずしも基

準としては適當でないと、こういうこと

とで、排水水基準を押えたわけであります。

○大竹平八郎君 これは私の考えにないかもしませんが、工場や事業場等

から排水される放流水のみにこの水質基準を設けて、この流水に水質基準を

設けていないという点は、どうもわれわれは納得できないのであります。

○政府委員(大堀弘君) 従来は法律はこの点について御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 結局個々の取

り、これが工場排水法の建前になつて、もちろんこの排水水をきめます。

○政府委員(大堀弘君) す前提出して、一応放流水を想定いたしました、個々の工場の出口のところ

で、上流下流、ところによつて多少条件に応じて排水水を規定いたしました。

○大竹平八郎君 て、それを本法による水質基準にいたしておりますけれども、法律上の拘束いたしますもの

は、結局工場から出るところで押えられます。法律問題といたしましては、当然放水を想定いたしまして排水水の基準をきめたいと、こういう考え方である

わけであります。

○大竹平八郎君 次に、紛争の問題の調停制度であります。この点について

伺いたいのですが、水質の汚漏による被害についての紛争といふことは、都道府県知事に和解の仲介の申

立てをすることができるよう、こうなつておるのであります。この制度のままで参りますと、きわめて文字の上からいふと簡単であります。

○大竹平八郎君 言葉が間違つたと思いますが、この点について一つ御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 言葉が間違つたと思いますが、放流水と言いましたが、本流の水でござりますが、これに

ついては、やはり水の濁水期あるいは豊水期等で非常に変動いたしますので、これによりますことは必ずしも基

準としては適當でないと、こういうこと

とで、排水水基準を押えたわけであります。

○大竹平八郎君 これは私の考えにないかもしませんが、工場や事業場等

から排水される放流水のみにこの水質基準を設けて、この流水に水質基準を

設けていないという点は、どうもわれわれは納得できないのであります。

○政府委員(大堀弘君) 従来は法律はこの点について御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 結局個々の取

り、これが工場排水法の建前になつて、もちろんこの排水水をきめます。

○政府委員(大堀弘君) す前提出して、一応放流水を想定いたしました、個々の工場の出口のところ

で、上流下流、ところによつて多少条件に応じて排水水を規定いたしました。

○大竹平八郎君 て、それを本法による水質基準にいたしておりますけれども、法律上の拘束いたしますもの

は、結局工場から出るところで押えられます。法律問題といたしましては、当然放水を想定いたしまして排水水の基準をきめたいと、こういう考え方である

わけであります。

○大竹平八郎君 次に、紛争の問題の調停制度であります。この点について

伺いたいのですが、水質の汚漏による被害についての紛争といふことは、都道府県知事に和解の仲介の申

立てをすることができるよう、こうなつておるのであります。この制度のままで参りますと、きわめて文字の上からいふと簡単であります。

○大竹平八郎君 言葉が間違つたと思いますが、この点について一つ御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 言葉が間違つたと思いますが、放流水と言いましたが、本流の水でござりますが、これに

ついては、やはり水の濁水期あるいは豊水期等で非常に変動いたしますので、これによりますことは必ずしも基

準としては適當でないと、こういうこと

とで、排水水基準を押えたわけであります。

○大竹平八郎君 これは私の考えにないかもしませんが、工場や事業場等

から排水される放流水のみにこの水質基準を設けて、この流水に水質基準を

設けていないという点は、どうもわれわれは納得できないのであります。

○政府委員(大堀弘君) 従来は法律はこの点について御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 結局個々の取

り、これが工場排水法の建前になつて、もちろんこの排水水をきめます。

○政府委員(大堀弘君) す前提出して、一応放流水を想定いたしました、個々の工場の出口のところ

で、上流下流、ところによつて多少条件に応じて排水水を規定いたしました。

○大竹平八郎君 て、それを本法による水質基準にいたしておりますけれども、法律上の拘束いたしますもの

は、結局工場から出るところで押えられます。法律問題といたしましては、当然放水を想定いたしまして排水水の基準をきめたいと、こういう考え方である

わけであります。

○大竹平八郎君 次に、紛争の問題の調停制度であります。この点について

伺いたいのですが、水質の汚漏による被害についての紛争といふことは、都道府県知事に和解の仲介の申

立てをすることができるよう、こうなつておるのであります。この制度のままで参りますと、きわめて文字の上からいふと簡単であります。

○大竹平八郎君 言葉が間違つたと思いますが、この点について一つ御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 言葉が間違つたと思いますが、放流水と言いましたが、本流の水でござりますが、これに

ついては、やはり水の濁水期あるいは豊水期等で非常に変動いたしますので、これによりますことは必ずしも基

準としては適當でないと、こういうこと

とで、排水水基準を押えたわけであります。

○大竹平八郎君 これは私の考えにないかもしませんが、工場や事業場等

から排水される放流水のみにこの水質基準を設けて、この流水に水質基準を

設けていないという点は、どうもわれわれは納得できないのであります。

○政府委員(大堀弘君) 従来は法律はこの点について御答弁願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 結局個々の取

り、これが工場排水法の建前になつて、もちろんこの排水水をきめます。

○政府委員(大堀弘君) す前提出して、一応放流水を想定いたしました、個々の工場の出口のところ

で、上流下流、ところによつて多少条件に応じて排水水を規定いたしました。

○大竹平八郎君 て、それを本法による水質基準にいたしておりますけれども、法律上の拘束いたしますもの

は、結局工場から出るところで押えられます。法律問題といたしましては、当然放水を想定いたしまして排水水の基準をきめたいと、こういう考え方である

わけであります。

○大竹平八郎君 次に、紛争の問題の調停制度であります。この点について

伺いたいのですが、水質の汚漏による被害についての紛争といふことは、都道府県知事に和解の仲介の申

立てをすることができるよう、こうなつておるのであります。この制度のままで参りますと、きわめて文字の上からいふと簡単であります。

○大竹平八郎君 言葉が間違つたと思いますが、この点について一つ御答弁願いたい。

できるという権限をはつきりいたしまして、しかも今度は法律第二条におきましても、水質保全の義務が一般に宣言されておりますし、また二十三条で関係行政機関は知事の請求によりまして必要な資料でありますとか、技術的情報あるいは判断を提供する協力の義務を負つております。従いまして從来やられておりました制度に比べますと、仲介員はあらかじめ十五名選任しておきまして、仲介員が公平な、公正な意見が言えますように、公益を代表する者、あるいは産業を代表する者、学識経験者、そいつた人から適正な方を選任していただいて、あらかじめ名簿を作つておきまして、問題が起きましたとき、仲介員の中から知事が仲介員を選任いたしまして当つていただりますので、ただいまのよだんな地方に起つております紛争の解決につきましては、相当改善を期待できるのではないか、かように考えておるわけござります。

○大竹平八郎君 御承知の通りこうし

た問題は從来しばしば、といふよりも年中行事といふほど起つておるのであります。

○大竹平八郎君 富士山の上に乗つておるようなところなんですが、

実際にこの問題を取り扱つているもの

は、今私が質問申し上げている都道府県がその衝に当るのであるのだが、どうですか。今までの例として相当悩ま

されておる問題でもあつたのですが、どういふような方針で從来は経済企画

省なりあるいは通産省なりはこの解決

に当つておられたか。ただ全く都道府

県知事にまかしつばなしで、いつたのか。それで最近にこういふい例があ

るといふような例証があれば、この際参考にお聞かせ願いたい。

○政府委員(大堀弘君) 実は從来水質

保全に關する行政は各省それ

管に応じ、別に工場については通産

省、あるいは下水道は厚生省といつた

ような工合で、それぞれの立場で行わ

れておりましたために、こういつた問

題について基本的な方針に基いて解決

して、今回新らしく提案いたしました法

律に基いて、関係各省行政の総合調整

を企画庁においてやつて参るといふこ

とにいたしまして、今後一段とそ

う点については、この水質保全につい

ての、水質基準の設定についての努力

も企画庁においてやつて参るといふこ

この政令で定める類似事業にはどうい
うものが入りますか。

○政府委員(松尾金蔵君)　この工場排
水法は、工場関係に比較的——工場の
多いという意味では、所管上通産省か
特に關係が深いと思ひますが、この法
律自体は、あとの方に主務大臣が書いた
ござりますように、それぞれの所管

産業、それぞれの工場、企業の所管大臣がこれを運用する前になつておりまます。従いまして、ここにありますところの工場、事業場、製造業、ガス供給業といらものがこの排水法の適用対象の一番大きなものでありますけれども、これにやや似たものでありますて、たとえばクリーニング業といらものは、製造業者には入りませんが、かりに大規模なクリーニング工場があつて、そこから非常に汚水をたくさん出す。それがこの水質保全法にありますような、一般に相当大きな公害を孕むるというようなことを想定いたしますと、そういう事態が相当はつきりして

くるような事態であれば、政令で、製造業ではないけれども、指定をすると、いろいろな形をとらざるを得ないだらうと思ひます。

○大竹平八郎君 大体そういうふうな想定で事業種類といらものは、どのくらいかということを一応お考えになられたこととがありますか。最近特に新しい産業が非常にふえているときでありますから、何かそういうものについてお調べになつたことがあれば一つ参考に聞かせていただきたい。

われの頭に想定されますものは、今申しました非常に大規模なクリーニング業であるとかあるいはたとえは畜産、畜類の屠畜場でござります——屠畜場なりあるいは斃獸の処理場といふもののが、そこから相当きたないものを流すということになりますと、そぞうなものも想定しなければならないと思ひます。それからさらにもう一つ、石油精製業のようなものは、これほども製造業でございますから本来のものでござりますけれども、製造はやらなければ、いわゆる油槽所——タンク所の設備があつて、設備は、油槽所で、も、若干の処理をするような場合もありますし、その辺のところからあります。汚水が相当出るということになりますと、この政令指定という形にいかざりを得ないと思います。ただ現状ではまだ十分な調査資料はございません。運用の上でやつて参りたいと考えます。

たように、汚水処理施設の全部に援助をするというわけにも参りません。やはり大体論から申しまして企業にはやはり融資という形で、から中小企業には国で補助といな形をとるべきであろうし、現在中小工場の集まつて、しかも非常態の水を流すような特定の地域ましましては、従来でも国庫補助で排水の施設を若干やつておりますが、回の法律施行に伴いまして、そういう意味の国の補助が大きくなるといたを、法律の運用に伴なつて当然なればならぬ。このほかに、この付則のところにござりますすと、排水処理施設はいわゆる利益主義でございませんので、こつては固定資産税の免除をするにこの法律の付則でうたつてござます。税制上もそういう援助をやつまたいといふふうに考えておる次

○上原正吉君 ただいま御答弁のあつた村則の第三項に、この施設に関しても、固定資産税を免除するとあるのですが、これもどうも固定資産税の免除だけでは足りないのではないかと思うのです。というのは、御答弁の中でおつしやるところによると、これは全然利益を生まない、生産に寄与しない施設ですから、いはば公共の福祉のために各事業場が消費する金なんです。本年営業費で落としてしまってべきものなんですね。これに田定資産税をかけるなんというのはもうほんのほんなんです。これは当然免除されるべきものなんですから、それだけではなく、これは本来ならば営業費で落すべきものである。営業費で落していいとするかあるいはいわゆる特別賦課で却ですね、これを高度に認めて、企業の負担を軽くしないと、立地条件によつて企業間に非常な較差が出てしません。

る。コストに非常な差が出てくるところと、うことは、国の産業の上に非常な影響があると思うのですが、この点はどうお考えですか。

○政 府 委 員 (松 田 金 藤 君) 今お話を伺いました通りでありますて、われわれとしてもこの法律運用に当つて、企劃が利益を生まない資本投下をだんだんと進めしていく段階になりますと、税の面でも、固定資産税のみでなくて、今話のことさいまして特別償却といふことも当然考へるべきだ。そういうことでも大蔵省、税務当局いろいろ話を聞いております。ただ御承知のように租税について特別償却その他の特別措置は、これは法律の構成上の建前と

が味の把握はできていない現状でござります。

○上原正吉君 ただいま御答弁のあつた付則の第三項に、この施設に關して

公約教というか、そういうものをきめておいて、各工場別に言えば非常にだからむらのあるものになつてしまふのだけれども、そういうことで一体取締りといふものは十分できるのかどうかということなんです。これを一つお聞き

○政府委員(大堀弘君) ただいま御指

おのよし、たむき見るもございましめたので、
すが、実際被害を受けます産業もいろ
いろと違つておりますし、また加害産
業も違うのみならず、また川の流れの
水の量も条件が違つております。そこ
で一律に基準をきめますと、やはり必
要以上に除外施設を負担しなければな
らないというケースも出て参ると考え
られますので、やはりその水域ごとに
個別にやられる方が非常に実情に則し
て適切な基準が定められるんじゃない
か、こういろいろに考えたわけですが
います。あまりに負担を過重にしてしま
つてもいけないんじゃないのか、こう
いうふうな考え方をしていいるわけでござ
ります。

うものは相当狭い水域ことにきめる構想ですか。それともある程度広くなるのか。それによつて非常に違つてくると思うんだが、それはどういう構想になつていてますか。たとえば河川にしろ、港湾にしろ、工場がここに敷か工場あるとすれば、すぐその前のものを二つにしてやるとか、またそこに、「三工場」があればそこはまた別の水域といふことで、たとえば東京湾なら東京湾に何十、何百という水域というものができると、いう構想なんですか、その点どうですか。

○小幡治和君　そうすると、そのときの汚濁の質の問題なんですねけれども、非常に違つてゐると思う。工場の出す廢液の化学的性質によつて非常に違つて、と思うんだが、それが水の中に出で、それをふり込みにしてそれの汚濁水準をうしてきめると思ふんですけれども、そういうものが水の中に出で、それをどういうふうに基準をきめますか、そういう場合に。

○説明員(花園一郎君)　今の汚濁の今度は種類でござりますが、これはたゞいま御指摘の通り産業別に排水されるものは相当多種多様なものになるわけでございます。その中で水の本質的なものを維持するために一番まず肝心なものは、つまりその水の腐敗度と申しますか、嫌気性が強まることを防ぐための酸素の含有量をある程度持たせて、つまり水の酸素が不足して參りますと、水が腐るという現象が出て参るのでござります。まずそれが一つの一般的な基準になる。また公衆衛生上からは当然各種細菌類が出て参りますが、その中でもたとえは大腸菌といふものが一つの指標としてござります。またそれ以外でも今度は濁の方でござりますが、これはその水流に特有な土質その他もござりますけれども、その川にとつては水を下流に与えるといふような濁の原因といふものも一応それぞれ共通なものがござります。従いま

してそういう共通の要素を整理規定することと、水の本質を害さないたはの措置は講じ得る。つまり一つ一つの工場別の業態に応じたござかいるのよりも、むしろ書の共通的なものを押さることで、大体各国も水質基準を定めております。

○小幡治和君 そうすると、水の腐敗とか、菌が出るとかということになると、ならば、それは一般的な通則でいくつだらうけれども、しかしこれが死ぬとか野菜が枯れるとかいうものは、そそいだ菌はなくとも、それから腐らなくなる。ある一つの薬品というものがこのままであるといふことは、ある程度出るということによって、これはもう生じてゐるところによつて、それを非常に影響がくるわけなんだが、そういうものは工場の使う薬品によつて非常にばらばらに違うと思うのです。それを一体どういうふうにそれでは水質基準のときは把握するのか、その点をお聞きしたい。

○説明員(花園一郎君) たとえば青酸カリが流れていく。(笑声) 農薬のいろいろ性質の非常に有害なものが流れていくということを御指摘になつていらっしゃいますが、やはりそういう問題よりも、当然こういった一般的な生物化学的な酵素要求量とか、またはいるいろなヨウサン酸素量とか、そういうものからむしろ抑えることが、特に水産業その他生物の生命に関係いたしますものについては、やはり必要なものであらうと思います。

○小幡治和君 そういう考え方でそれをじや水域の單一なることの水質基準といふものをききめるということになる。これは相當あるいは各工場の使う薬品なんかを頭においてやるということになります。

なると、これは非常に窮屈なスピアードのものになつていく。それを今度はそれじやもう少しそれをゆるめるといふことになると、個々の工場から出たときに、水質基準には合っているけれども、個々の工場から出たその附近にいるものは相当被害といふものはない。けれども、こうしたことになると、個々の工場から出たその付近の水質基準といふものを作ると、結局、だから政府が一つの基準によって被害というものは決してまぬかれられないといふうな場合が相当出てくる。これをいかなる基準といふものを作つても、その水質基準によって作るすれば、その水質基準といふものは非常に嚴重なものにならてしまう。どつちかになると思います。そういう面においてこの一つの水域の単一水質基準といふものを作ることを考え方は、ゆるくなつてもシーアーになつても、どちらも実情に沿わないといふことになると思うんですが、その点についてどうお考えですか。

ります趣旨がきわめてあそらうござる。そこで、開運産業の損害の程度、ある種の公衆衛生上に看過し難い影響等、水のよる場合等、人命に関する問題点ございまして、相当シビアな基準へきめて参る。この場合に、損害が生いたしました場合は、防除設備をりましても、損害発生は、その損害対してはやはり会社は賠償の責めに任じなければならぬという場合は当然のわけでございまして、そういうことによりまして漸進的にやって参りたと、かよう考へておるわけであります。

○説明員(花園一郎君) これは当然その川の本流が特有に持つております、たとえば硬度とか、アルカリ、または酸度とかいうものはまず前提としてあるわけでございます。それをまでこの基準で否定して参るということにはいたしかねるわけでございます。

○海野三朗君 その本流なら本流の、つまり水質といふものははちゃんときまつておるわけですね。それでそれに違反した場合にはこの汚濁制限ですか。そうすると、ある場合には争いが起り、ある場合には争いが起らないということがあり得るわけですね。あり得るわけでしょう、その水質が変つてもたとえば甲の流れの川があつて、それが乙というふうに水質が變つてしまふと、その場合にどうしますか。

</

理事が来てやられるか、修正された当事者が来てやられるわけなんです。私はその修正された個所をお聞きしておるのではない。修正された個所について政府はどう考えておられるか、こういうことをお尋ねしているわけです。

あなたの方があつて直されたという御見解か、あなたの方は正しけれども、衆議院の方でもちやくちやに修正されたのか、どういう見解を持つておられるのかということについてお尋ねしているわけです。

○政府委員(大堀弘君) 根本的な考え方には違いはないと考えております。修正されました点は、私どもの原案に不足している点を補つていただき、けつこうな形になつておると、かようになります。

○阿部竹松君 根本的な法案の条文については變りがないと、あなた方の足らなかつた分を補足してもらつた

と、こうしたことですか。——まあそ

ういう御見解でよろしくございま

す。

その次に、質問される予定の方もあ

るようでござりますから、五、六項目

並べてお尋ねいたします。

第一点は、きのう通商産業省の、ど

んなたの発表かわからませんけれども、

わが國で、五千八百万トンでしたか、九百万吨でしたか、小さい数字はわ

かりませんけれども、そういう工業用

水を使つて、もう限度であると。そ

してその例を、大阪の尼崎とか、ある

いはその他に求めておつたようです

が、この法案が通過して実施されることによつて、五千八百万トンか九百万

トンかわからませんけれども、それに

今度プラス・アルファーになつて、水

が再生されて利用されるものかどうか

事者が来てやられるわけなんです。私はその修正された個所をお聞きしてお

るのではない。修正された個所につい

て政府はどう考えておられるか、こう

いうことをお尋ねしているわけです。

○政府委員(大堀弘君) あなたの方

が修正されましたが、大体五

力年計画だそうありますから、どの

くらいお見込みであるかどうか。

その次は第二点であります。が、

府令によってお尋ねですが、

改正によって一つの機関を設けてお

りになるという御答弁がありました

が、そうすると、経済企画庁の府令の

改正ということになると、これは当委

員会でなくして、内閣委員会等で審議さ

れるものと判断しておるわけです。

従つて、そこまで发展してやるもの

点とどういう人を選ぶかといふ大き

いはきめてございますね。しかし、今

小幡先生の発言の中にもあるように、

審議会の委員の中には、農学博士も必

要でしようし、学識経験者の中には工

学博士、理学博士等も必要だと思うの

です。鉱害問題を論議する先生を連れ

てきて、これは水の問題で魚が死ぬか

ですか。それから各都道府県の審議

会、こうしたことについてはどうお考

えになるかといふことが第三点目で

あります。そこで、これが水の問題で魚が死ぬか

置法の改正をやる次第になるわけですが、なまここれは確定いたしました上での相なると思います。今最終的に機構をどういう形に、どういう人的構成であるかという点について、最後の詰めを行なつておる段階であります。きました上は、さよなら手続を踏みたいと考へております。

第二は、審議会の人選の問題でござりますが、審議会の委員は二十人以内でございますが、官府関係のほか、学識経験者も相当各方面の方に入つていただくわけございまして、これはインダストリー、——工業の関係、マイニングの関係、農林水産あるいは上下水道といった各関係の部門の専門家の学識経験者の方に入つていただきことになつております。なお専門員三十人以内で設置することができますので、これについては、やはり相当専門的の各方面の方に専門員として入つていただきまして、また仕事の事項によりまして部会の運用によつて、やはり専門的な事項は、それぞれ部会で検討してやる、こういう方法をとりたい、かよう考へております。

第三に、府県におきましては、特別府県に審議会を設置する予定はございませんで、府県は仲介員名簿を作成して、仲介員を任命していただくということと、関係行政機関が府県知事に対して協力をいたしますので、おそらく各中央機関の出先機関が地方にございますが、これらの機関の長が、実際上、知事に対して各専門的な立場から協力をしていただくことになるかと考へます。

第四の点でございますが、鉱害、水洗炭の被害を仲介の制度から除いておるということにつきましては、それれ鉱業法も水洗炭法も仲介の制度が現在ござりますので、本法から除いたわけでございます。

第五の点でございますが、仲介員制度の運用でございます。仲介員制度の運用につきましては、これは水質基準を策定いたしております河川だけではなく、広く全國の河川で問題がござります。先ほど申し上げましたように、水質基準の策定は、技術的にも相当むずかしい問題がございますので、私どもも、全國相當多数の河川を一べんに水質基準を策定するというわけには参りませんので、初年度は全国、問題の河川の六、七河川をやり、第二年度以降五カ年計画くらいで逐次おもな河川だけは、水質基準を策定していくこと、こういう逐次やつて参考考え方をつておりますので、その間におきまして、紛争のある水質基準のきまつてない地點につきましても、やはりこの基準によりまして紛争の解決に当つていく、こういう建て方に相なつておるわけでございます。従いまして、むろん水質基準が策定され、紛争がなくなることが理想でございますので、水質基準が相当広く設定されました場合には、紛争が次第に減つて参る、かようになりますかと思われます。

それから第六の点は、試験研究機関の御質問であつたかと思います。これは大へんごもつともなお尋ねでございまして、現に資源調査会の報告におきまして、やはり専門の試験所を作つ

た方がいいんじゃないかという勧告が出来されておりまして、私どもも、その必要を認めないわけではございませんけれども、本法実施に当りまして当初、来年度あたりは現在ございます各省省所管の試験所のこれに関係いたしておる部門が、それぞれございまして、これを総合的に活用いたしまして、また科学技術庁が技術面で総合的な立場で協力ををしていただくことになつておりますので、当面それによりましてスタートして参りたい。かようになります。

なお最後の、本法の実施につきまして、基本的な御質問がございましたのですが、あるいはいろいろな立場から申しますと、必ずしも十分でない点が多々あるのですございますが、この水質の保全に関する体制といたしまして、ここまで一步を踏み出して法律を実施して参るということになりましたことは、やはり画期的な措置であると考えておりますし、私どもこの法律ができました上は、実施に遺憾なきを期して参りたい。ことに水質基準の調査の段階が非常に大事であると考えておりますし、この調査について、来年早々法律が施行になりましたら、直ちに調査に入りたい、かように考えております。予算面、事業の面につきまして、目下各省と打ち合せしておるわけでございまして、実施いたしました上は、法律が施行になりました上は、法律ができたらさっぱり動かないというようなことのないようにして実施して参りましたい、かように考えております。

騒すると、いうこととあわせて、つまり企画庁の雇用なら雇用、役人なら役人か、それともまた、大学の先生とか、その他の有識者を専門委員にするのか、その点が第一点。

その後、ちょっと僕が不審に思うのは、この法案が実施されるのは、経済企画庁長官から指定水域、これが適用されるとと思つたのですが、この仲介員は全国の、とにかくあれで適用するといふ、あなたの答弁なんだね、そうすると、港湾法から河川法から、上水道法から港則法から、一ぱい法律ござりますね、あなたの答弁でいくと、全部それに問題が起きたときには、この法律によつてできた仲介員を利用しますぞという一項目を入れなければならぬわけですね。しかしこれで読んでみると、あなたの答弁と全然違うのですね。やはり法律に書いた通り答弁してもらわなければ、これは僕ら理解に苦しむのですが、その点どうですか、全國河川に利用するのだつたら、全国の川、湖、港を扱つておるそれぞれの法律に入れなければならない、こういうことになると思うのですがね。

○政府委員(大堀弘君) 専門委員は常勤ではございませんで、専門の方を、そのとき、その事項について必要な都度お願ひする、こういう考え方でござります。

十九条の方の問題につきましては、工場もしくは事業場から排出された水によって生じた水質の汚濁による被害で問題が生じた場合といふ規定でございまして、その場合、指定水域になつて水質基準が定まつて、その水質基準に基いて水が放出されたか出されてないかということに關係なく、水質基準が

きまつっていない水域につきましても、工場、事業場から排出された水によって被害が生じた場合は、それによつてまた損害が生じた場合は、仲介の制度を利用できる、こういうことでござります。私はちょっとと説明が不十分だつたかと思いますが、工場、事業場から公用用水域に排出された水によつて生じた被害、こういふことであります。

○阿部竹松君 そろそると、やはり指定区域しか適用できぬわけでしよう。あなたの答弁、速記録があとでてきてから読んでみなさい。河川法によつて水利権などというのが……局長、こつち向いて、どつち向いて、いますか。

(笑声) 河川法によつて、水利権といふのがあるでしよう。日本全国に。そうすると、水で紛争が起きて、うちのたんぱが、からからになつてしまつた、うちの水車が動かぬといふときには、水争いが起きますね。あなたの答弁でいくと、そこまでこれは適用されることになりますよ。そういうのがどうかということですから、これは速記録を読んでみれば、一番よくわかる。

○政府委員(大堀弘君) 私の表現が不正確でございましたことをおわびいたしますが、ここにございます工場または事業場から公用用水域に排出された水によつて生じた本質の汚濁による被害といふことでございまして、従いまして、指定水域とは関係ないと、いうことだけを申し上げたのでございまして、指定水域でなくとも、公用用水域に排出された水の汚濁によつて生じた被害は、この法で取り上げられると、こういうことでございます。

○堀本宜賀君 きわめて簡単なことであります。この際、ただいま提案さ

れておりまする法律に關係があると思ひますので、お伺いをいたしたいと思ひます。

この公共用水域の水質の保全に関する法律の中で、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域と、こういふふうになつてゐるわけであります。

が、その中で、沿岸の海域と称するものは、沿岸から何キロだとかいう法的な基礎をお持ちになつておいでになります。

○政府委員(大堀弘君) これには、格別の規定はございませんが、まあ通常、国際法上の領海といふ範囲に入るか

と思いますが、実質的には、やはり漁業権が設定されるような、そういうた

渔业と関係を生ずるような水域と、こ

ういうことにならうかと存じます。

○堀本宣實君 そこで、この現実の問題であります。が、火薬類取締法に、火薬を廃棄いたしまする場所の指定が、

火薬類取締法第二十七条第一項と、施行規則の六十七条规定をいたしておられます。海岸をされること八キロ、水深二百メートルということになつてお

ります。海岸をすること八キロ、水深二

百メートルということになつておるわけ

です。現に、この法律によつて、中國火薬と称せられる会社が、宿毛湾の海

域に二百トン余りの火薬を投棄し、そ

れがために、豊予海峡並びに瀬戸内海に回遊するイワシ漁業が全く不漁になつた。そういうことのために、昭和三十三年九月二十日に愛媛県水産試験場の伊予丸、高知県水産試験場の足摺といふ二つの船が出まして、実際に投棄したところの火薬を引き上げにか

かつておるわけです。こういう重大なことがあります。これもこの公共用水域とお考えになりますか。また、そろ

いことこの法律の立法に當つてお考えになつたことがありますか。また、そろ

域外だとか、外洋であるという解釈は当りません。ことに、八キロといふ沿岸、八キロ以内に捨てたかもしません。しかし、八キロに捨てたと称します。

これは、今までの法律の規定上、沿岸概念の中での沿岸海域でござりますが、それから、今局長が御答弁申し上げましたように、領海といふ概念が一つあるのと、それから漁業権、特に区画漁業権を中心とした漁業権の設定の関係の公用水域があるのでございま

す。従いまして、ただいまのお説の距離の有無といふのは、実は外洋における場合に、他の法律で規定さ

れておるものとはいへ、こういうものに対し考慮を払わないといふことは、私はこの法律が完全でないといふふうにわれわれは考えておる。ここに新しく公共水域に対しまするいろいろの

ことを探し上げたいと思うのだが、そ

の点については、どうお考えになる。

○政府委員(大堀弘君) 実は、ただいま御指摘のケースは、私よく存じてお

りませんのであります。対象になりま

す。まずは、全国非常に多數ござい

ます。ケースは、全部適用する体制とい

ることに、一挙に持つていけないのが現

状でござりますけれども、私どもとし

ましては、やはり問題の多い、その問

題の性質上、重大なことから逐次取り

上げて参りたいと考えておるのであり

ます。

現実に、今お話をようやくお話し申

上げたいと思います。

は、私は法律を構成するという立場か現在それが係争中である。しかも、だら考えますすると、非常に手抜かりであります。これがこの損害賠償をするかといふことになつております。なんはなだ遺憾に存します。しかも、内海に入つて参ります玄関で、漁場であります。その玄関先で、そういうものがこれまでに手抜かりであります。それがこの損害賠償をするかといふことになつております。まさに上るうとするような直前に、私が

いるのでは、少し欠陥が多過ぎるきらいがあると思うのであります。しかしながら、事ここに至つてですよ。法律が今までに上るうとする

ときのでは、少し欠陥が多過ぎるき

らう。その玄関先で、そういうものを投棄するということが、現存のまま、ことは、これは常識でわかるのであります。その玄関先で、そういうものをたしましても、瀬戸内海の玄関、しかし

これまでに上るうとする

ときのでは、少し欠陥が多過ぎるき

らう。その玄関先で、そういうものを投棄するということが、現存のままであります。その玄関先で、そういうものをたしましても、瀬戸内海の玄関、しかし

たしました上で、御指摘の点は、十分

自立と発展に関する調査を議題といた

します。

○委員長(田畠金光君) 次に、経済の

自立と発展に関する調査を議題といた

します。

○島清君 経済自立の一般についての

質問でござりまするが、大臣がお見

えになつたときに、御質問申し上げた

いとおもつておりましたが、大臣はお見

えになつておられませんので、通商開

拓省でござりまするが、大臣がお見

えになつたときに、御質問申し上げた

いとおもつておりましたが、大臣はお見

下請代金支払遅延等防止法の一
部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び下請代金の額」を「給付の提供の時期、給付の受領の時期、返品の条件並びに下請代金の額、支払時期及び支払手段」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（受領及び支払の時期）

第三条の二 親事業者が下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合において、その給付の受領の時期は、下請事業者が親事業者に対する給付をした日の翌日から起算して十五日（以下「法定受領期間」という。）をこえてこれを定めることができない。この場合において、給付の内容の全部又は一部が契約に違反する場合に下請事業者が当該契約の内容に従い給付の内容を是正して給付することができるようとなつてゐるときは、給付の受領の時期は、当該是正した給付の提供をした日の翌日から起算するものとする。

2 製造委託又は修理委託をする場合に親事業者が下請事業者に対する製造委託又は修理委託を定めた場合は、前項の規定により給付の受領の時期を定めることができない。

3 給付の受領の時期若しくは下請代金の支払時期を定めず、又は前二項の規定に違反して定めた場合は、これらの時期は、それぞれ法

定期間満了の日又は法定支払期満了の日と定めたものとみなす。

第四条第一号及び第二号を次のように改める。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、前条第一項又は第三項の時期を経過した後、下請事業者の給付を受領しないこと。

二 下請事業者が給付の提供をし、かつ、前条第二項又は第三項の支払時期を経過した後、その給付に対する下請代金を支払わないこと。

第四条の次に次の二条を加える。（遅延利息）

第四条の二 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が第三条の二第二項又は第三項の支払時期までに下請代金を支払わない場合においては、当該親事業者は、当該下請事業者に対し、支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会が決定する利率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならぬ。

（損害賠償）

第四条の三 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が当該給付を受領することなく第三条の二第二項又は第三項の時期を経過したときは、当該親事業者は、その受領しなかつたことによつて下請事業者が受けた損害を賠償する責に任する。第十条の見出しを削り、同条の前に次の二条を加える。

第九条の二 第三条の規定による書面を交付せず、又は書面に記載すべき事項を記載しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条中「前二条」を「前三条」に改める。

二 下請事業者が給付の提供をし、かつ、前条第二項又は第三項の支払時期を経過した後、その給付に対する下請代金を支払わないこと。

第四条の次に次の二条を加える。（遅延利息）

第四条の二 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が第三条の二第二項又は第三項の支払時期までに下請代金を支払わない場合においては、当該親事業者は、当該下請事業者に対し、支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会が決定する利率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならぬ。

（目的）

第一条 この法律は、製造業又は卸売業と小売業及び小売業相互間の業務分野を調整することにより、適正な流通秩序を維持し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

る指定をしようとするときは、あらかじめ、中央商業調整審議会の意見を聞かなければならない。

（製造業者等による小売業の新規開業の制限）

第六条 第二条の規定による指定があつた後は、当該指定地域内においては、当該指定商品の製造業者又は卸売業者は、当該指定商品の小売業を新規に開業することができない。ただし、特別の事業がある場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第三条 前条の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）内において当該指定された商品（以下「指定商品」という。）の卸売業又は小売業を当該指定があつた際に営んでいた者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（既存業者の事業拡張の禁止）

第四条 第二条の規定による指定があつた際に当該指定地域内で当該指定商品の小売業を兼ね営んでいた当該指定商品の製造業者又は卸売業者（以下「既存業者」という。）は、当該指定があつた後（既存業者に対する命令）は、当該指定地内で当該指定商品の小売業の設備の新設、増設その他当該小売業の経営規模の拡張をすることができない。

（脱法的行為の禁止）

第七条 指定商品の製造業者又は卸売業者は、第一条の規定による指定があつた後において当該指定地域内においては、資本的若しくは人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定商品の小売業を開業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定商品の小売業を營業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は

めの適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

（製造業者等による小売業の新規開業の制限）

第六条 第二条の規定による指定があつた後は、当該指定地域内においては、当該指定商品の製造業者又は卸売業者は、当該指定商品の小売業を新規に開業することができない。ただし、特別の事業がある場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第三条 前条の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）内において当該指定された商品（以下「指定商品」という。）の卸売業又は小売業を当該指定があつた際に営んでいた者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（既存業者の事業拡張の禁止）

第四条 第二条の規定による指定があつた際に当該指定地域内で当該指定商品の小売業を兼ね営んでいた当該指定商品の製造業者又は卸売業者（以下「既存業者」という。）は、当該指定があつた後（既存業者に対する命令）は、当該指定地内で当該指定商品の小売業の設備の新設、増設その他当該小売業の経営規模の拡張をすることができない。

（脱法的行為の禁止）

第七条 指定商品の製造業者又は卸売業者は、第一条の規定による指定があつた後において当該指定地域内においては、資本的若しくは人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定商品の小売業を開業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定商品の小売業を營業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は

（排除措置）

第八条 都道府県知事は、製造業者又は卸売業者が前条の規定に違反

(定義)

第一条 この法律で「中小企業者」とは、製造業、建設業又はサービス業を営む事業者であつて、その常時使用する従業員の数が三百人(サービス業を中心とする事業とする事業者にあつては三十人)をこえず、かつ、当該事業者が法人であるときは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下であるものをいふ。

第二条 この法律で「一大企業者」とは、その常時使用する従業員の数及び法人にあつてはその資本の額又は出資の総額が前項の数及び額をこえる事業者をいふ。

(業種の指定)

第三条 主務大臣は、製造業、建設業及びサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に係る過去一年間の生産実績のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、中小企業形態による経営的又は社会的に適切であると認められるものを、省令で指定する。

(届出)

第四条 前条の規定により指定された業種(以下「指定業種」という。)に属する事業を当該指定があつた際に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(大企業者の進出制限)

第五条 第三条の規定による指定があつた後は、大企業者は、当該指定業種に属する事業を新規に開業し、又は当該指定業種に属する事業の設備の新設、増設その他当該事業の経営規模の拡張をすることができない。

(大企業者に対する命令)

第六条 主務大臣は、指定業種につき、中小企業者が大企業者の事業活動により圧迫を受けその存立に重大な悪影響を受けていると認めるとときは、当該大企業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

(脱法的行為の禁止)

第七条 大企業者は、第三条の規定による指定があつた後において、資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定業種に属する事業を開業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定業種に属する事業を営む中小企業者と資本的又は人的に連携すること等により、実質的に第五条の規定又は前条の規定による命令に違反する行為をしてはならない。

(排除措置)

第八条 主務大臣は、大企業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該大企業者に対する行為を排除するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(詮問)

第九条 主務大臣は、第三条の規定

による業種の指定をし、又は第六条若しくは前条の規定による命令をしようとするときは、中小企業業分野確保審議会に諮り、その意見を尊重して処分しなければならない。

第十条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通産省に、中小企業業分野確保審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第十四条 第五条の規定又は第六条若しくは第八条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 第四条の規定に違反して、法人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

第十六条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第十七条 第四条の規定による罰金に付する。

第十八条 第四条の規定による罰金に付する。

第十九条 第四条の規定による罰金に付する。

第二十条 第四条の規定による罰金に付する。

第二十一条 第四条の規定による罰金に付する。

第二十二条 第四条の規定による罰金に付する。

臣は、通商産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とす

る。

(権限の委任)

第十三条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、省令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第十四条 この法律で「公社」とは、日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の總裁といふ。

第十五条 この法律で「官公需契約」とは、國又は公社(以下これらを「国等」という。)が國等以外の者に対し工事の完成、役務の給付又は物件の納入を発注する契約をいふ。

第十六条 この法律で「中小企業者」とは、個人及びその常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業にあつては三十人)をこえず、かつ、資本又は出資の総額が一千萬円以下の法人たる事業者並びに中小企業團体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条に規定する中小企業團体(火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業團体等協同組合联合会(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。)をいう。

第十七条 この法律で「官公需契約の割合の公表」とは、(官公需契約の割合の公表)

第三条 内閣總理大臣は、毎会計年度、中小企業官公需確保審議会の答申に基き、國等が中小企業者となすべき官公需契約の発注量が官公需契約の発注総量に対して占める割合を定め、これを公表するものとする。

第十八条 この法律における主務大臣の職務と目的とする。

第十九条 各省各庁の長及び公社の長

(定義)

第二条 この法律で「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第二十条第二項に掲げる各省各庁の長をいふ。

第三条 この法律で「公社」とは、日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の總裁といふ。

第四条 各省各庁の長及び公社の長

動に対し著しく悪影響を及ぼすに至り又は当該仕入先に対し悪影響を及ぼすに至つたと認めるときは、当該営業方法若しくは一般的基準を変更すべきことを命じ、又は当該営業方法の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による許可の取消又は変更命令をしよるとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

七条の二第二項の許可若しくは第七条の三第一項の承認又は第十一条第二項の変更命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十一条第一項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた場合に従つて変更された営業方法又は承認を受けた一般的基準（第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は当該命令に従つて変更された営業方法又は一般的基準）に基いて行う行為について、私的独占禁止法の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第十三条第二項を次のように改める。

2 会長は、学識経験のある者から、通商産業大臣が任命する。

3 委員は、学識経験のある者から二人を、消費者のうちから二人を、中小企業者のうちから二人を、中小企業者を通商産業大臣が任命する。

第四章中第十七条の前に次の二条を加える。

（店舗に関する制限）

第十六条の二 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国電信電話公社は、その所有する土地又は施設を、百貨店業者の店舗の用に使用させてはならない。

（公正取引委員会との関係）

第十六条の三 通商産業大臣は、第号中「第十条」の下に「第一項」を加える。

七条の二第二項を次のように改める。

2 第六条第一項の許可を受けた者は、三百六十円以下の罰金に処する。

二 第七条の二第二項若しくは第三十条第一項に違反した者は、三百六十円以下の罰金に処する。

三 第十一条第二項の規定による変更命令に違反した者は、三百六十円以下の罰金に処する。

二 第七条の二第二項若しくは第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項及び第三十四条の次に次の二条を加える。

（報告及び検査）

第十七条 通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその店舗、事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第十八条第一項及び第二十条第二号中「第十条」の下に「第一項」を加える。

十二月十六日左の議案は撤回された。

一、水質汚濁防止法案（衆）

法第四条第二項に規定する書類を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

4 この法律施行の際現に百貨店業者である者のうち新法第二条の規定により店舗の床面積を増加することとなるものは、新法第六条の規定により店舗の床面積を増加することができない。

5 この法律施行の際現に新法第七条の二第一項各号の営業方法を採用している百貨店業者は、同条同一項の規定にかかるわらず、この法律施行後二月限り、当該営業方法を引き続き採用することができる。

6 この法律施行の際現に国、地方公共団体、日本専売公社、日本国電信電話公社がその所有する土地又は施設を百貨店業者の店舗の用に使用させている場合には、新法第十六条の二の規定は適用しない。

7 この法律施行の際現に百貨店審議会の委員である者は、新法第十三条及び第十四条の規定にかかるわらず、この法律施行後六月を限り在任する。

昭和三十三年十二月二十三日印刷

昭和三十三年十二月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局